

消火器具の設置に係る運用基準目次

細目

1 消火器	1
2 簡易消火器具	4
3 大型消火器	5
4 消火器具の設置単位	5
5 特例基準	6

用語の定義

- 1 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充填された本体容器及びこれに付属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- 2 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- 3 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
能力単位とは、消火器にあつては、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条の規定により測定したもので、消火器具の消火能力を示す単位をいう。
- 4 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80リットル以上、機械泡消火器にあつては20リットル以上、強化液消火器にあつては60リットル以上、ハロゲン化物消火器にあつては30キログラム以上、二酸化炭素消火器にあつては50キログラム以上、粉末消火器にあつては20キログラム以上のものをいう。
- 5 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 6 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 7 条例とは、東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号）をいう。
- 8 少量危険物等の運用指針とは、「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の運用基準」をいう。
- 9 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 10 標識等の基準告示とは、標識及び掲示板等の表示基準（昭和53年東大阪市消防局告示第1号）をいう。
- 11 JISとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

凡例

- 1 無印：法令基準
- 2 ●：行政指導基準であることを示す印
- 3 ▲：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

細目

1 消火器

消火器は、令第10条、規則第5条の2、第6条及び第9条並びに条例第43条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

- ア 廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。
- イ 消火器具全体が高さ1.5メートル以下となるよう設けること。
- ウ 開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに設けること。
-
- エ メーターボックス等に設置する場合は、設置場所が容易に識別できるよう表示を行い、専用の扉を設ける等、使用に際し容易に持ち出せる措置を講じること。
- オ 室内に設置する場合は、出入口付近に1個以上設けること。●

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること。

- ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのある場所
- イ 消火器に表示された使用温度適用外となる場所
- ウ 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所
- エ 屋上に設置する場合等で、地震動及び風の影響により転倒するおそれのある場所

(3) 付加設置

規則第6条第3項から第5項並びに条例第43条の規定により設置する消火器具については、前2項によるほか、次によること。

- ア 規則第6条第3項に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱い数量の算定は、少量危険物等の運用指針によること。
- イ 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」及び条例第43条第1項第3号に規定する「変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20kWを超えるものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(イ) 内燃機関を原動力としない発電設備

(ウ) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、可燃性ガスを発生するおそれのないもの

- ウ 規則第6条第4項に規定する「電気設備がある場所」の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2以上設置されている場合は、その合計面積（電気設備が近接して存する場合で、水平距離5メートルの線で囲まれた部分が重複するとき

は、当該重複した部分の面積は重複加算しない。)をいう。)をいうものであること。
 ただし、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）の
 壁、天井、床又は防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時
 閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができ、もの
 に限る。）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とす
 ることができる。（図1）

$60\text{ m}^2 + 50\text{ m}^2 = 110\text{ m}^2$ により、消火器が2個必要となる。

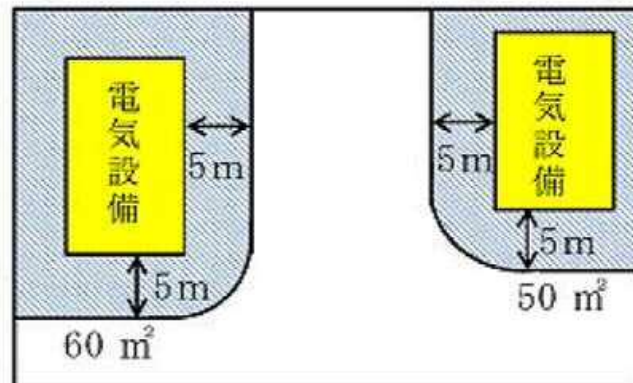


図1

- エ 規則第6条第5項及び条例第43条第1項第4号に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第66条第1号から第5号及び第6号の2に規定する設備を設置する場所をいうものであること。
- オ 規則第6条第5項に規定する「当該場所」の床面積は、ウによること。
- カ 同一の室内に規則第6条第4項及び第5項の項の異なる設備が2以上設置されている場合は、各項ごとの面積とすること。（図2）

電気設備 60 m^2 により1個、火気機器 50 m^2 により2能力単位必要となる。

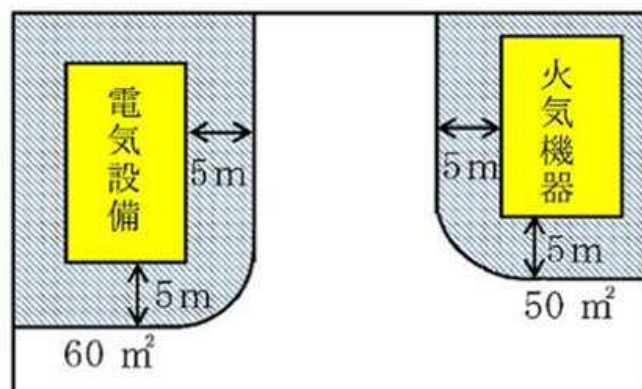


図2

キ 同一の室内に規則第6条第4項及び第5項の項の異なる設備が近接して存する場合で、当該設備の据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分が重複するときは、同一の項の設備ごとに当該重複した部分を除いた合計面積を床面積とすること。(図3)

電気設備 $60\text{ m}^2 + 50\text{ m}^2 - 20\text{ m}^2 = 90\text{ m}^2$ により1個

火気機器 $50\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2 - 20\text{ m}^2 = 90\text{ m}^2$ により4能力単位必要となる。

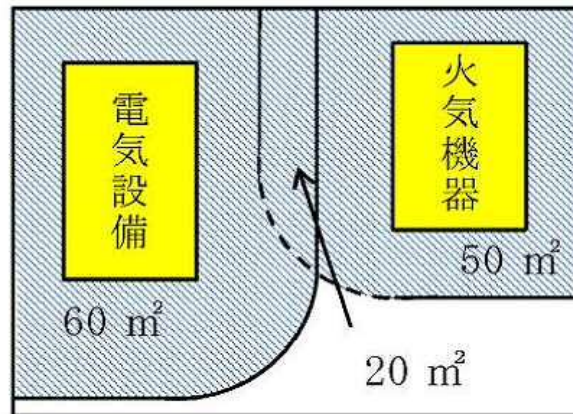


図3

ク 適用範囲

令第10条第1項各号に規定する「防火対象物又はその部分」とは、防火対象物の屋内部分をいうものであり、また、条例第43条第1項に規定する「防火対象物に存する場所」とは、防火対象物の屋内部分及び床面積を有しない防火対象物の屋上又は壁面部分等をいうものである。ただし、同条ただし書きの規定により、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものについては、この限りでない。(図4)

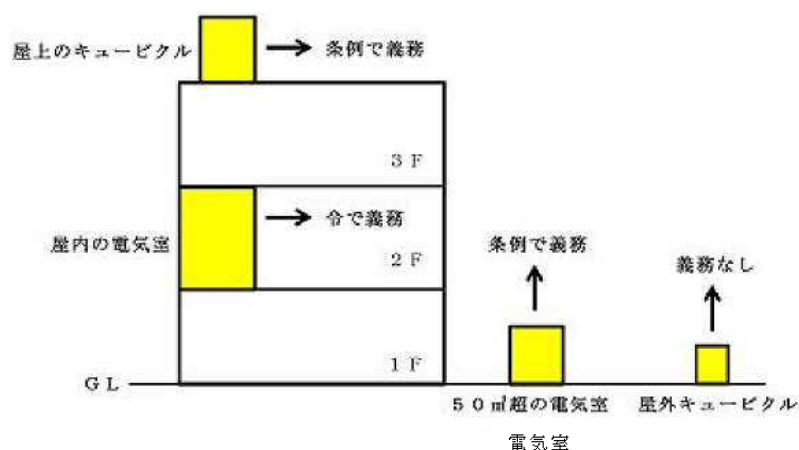
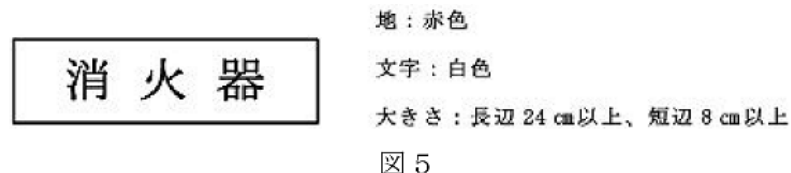


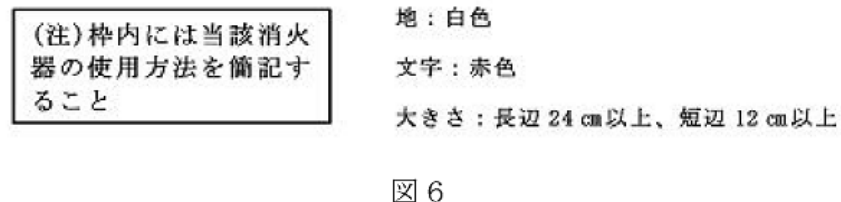
図4

(4) 表示

ア 規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識は、消火器の直近の見やすい箇所に標識等の基準告示に従い設けること。(図5)



イ 消火器の使用方法的標識は、消火器の直近の見やすい箇所に、標識等の基準告示に従い設けること。(図 6)



2 簡易消火用具

簡易消火用具は、令第 10 条第 2 項、規則第 6 条及び第 9 条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所等

簡易消火用具の設置場所は、1.(1)に掲げるほか、次によること。

ア 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近に設けること。●

イ 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが 10 センチメートル以上となる場所に設けること。●

ウ 設置する箇所ごとに、規則第 6 条第 1 項に規定する能力単位が、1 単位未満とならないように設けること。●

(2) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、8 リットル以上 10 リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること。●

イ 膨張ひる石は、J I S A 5 0 0 9 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A 5 0 0 7 にそれぞれ適合するものであること。●

(3) 表示

規則第 9 条第 4 号に規定する簡易消火用具である旨の標識は、標識等の基準告示に従い設けること。(図 7)

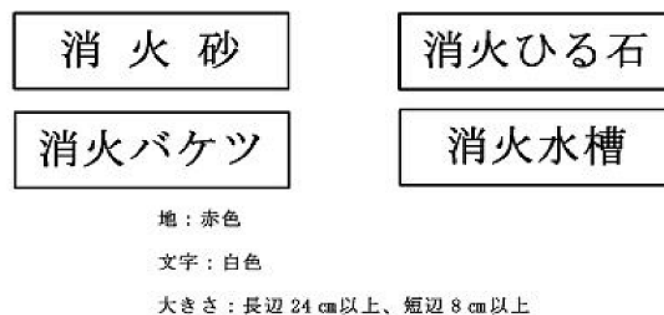


図 7

3 大型消火器

大型消火器の設置は、規則第7条及び条例第44条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所等

ア 大型消火器は、避難上支障のない位置に設けること。

イ 条例第44条第1項の「防火対象物に存する場所」とは、1.(3).クの例によること。

(2) 防護措置

1.(2)によること。

(3) 指定可燃物の数量算定方法

1.(3).アによること。

(4) 表示

規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識は、1.(4)によること。

4 消火器具の設置単位

消火器具の設置単位については、次によること。

- (1) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第3項から第5項に規定する場所があれば、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満たしていたとしても、それとは別に消火器具を当該場所の室内又は直近に設置させること。
(図8)

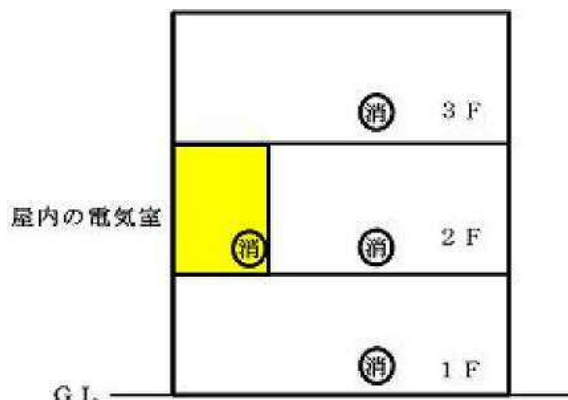


図8

- (2) 規則第6条第3項から第5項に規定する設備等が2以上ある場合は、同一の項に規定される設備等が設置される場合に限り、1の消火器具を兼用して差し支えない。
- (3) 条例第43条第1項各号に規定する設備等が2以上ある場合は、同一の号に規定する設備等が設置される場合に限り、1の消火器を兼用して差し支えない。
- (4) (2)及び(3)に規定する消火器具を兼用する場合は、1.(3).ウ及びオに規定する場所に対する能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満たすこと。(図9)

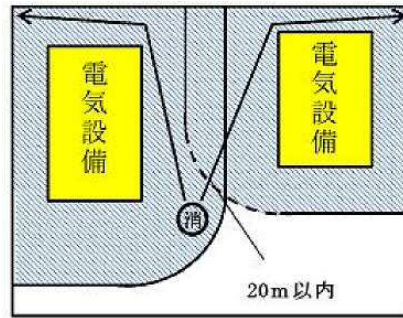


図 9

- (5) 条例第 4 4 条第 1 項各号に規定する場所に設置する大型消火器は、2 以上の号により設置を必要とされても、1 の大型消火器を兼用して差し支えない。この場合において、1. (3). ウに規定する場所に対する歩行距離を満たすこと。
- (6) 規則第 6 条第 4 項又は条例第 4 3 条第 1 項第 3 号に該当する場所であって、条例第 4 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する場所には、消火器具と大型消火器のいずれも設置すること。

5 特例基準

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第 3 2 条又は条例第 5 2 条の規定を適用することができる。

- (1) メゾネット型共同住宅及び重層型共同住宅は、一住戸を一階層とみなし、消火器具を歩行距離 20 メートル以下ごとに配置することができる。
- (2) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、歩行距離 20 メートル以下ごとに設置することが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、それぞれの実態に応じて配置することができる。
- (3) 標識等の基準告示に規定する消火器の使用方法の標識は、消火器本体に図示された使用方法が容易に識別できるものについては省略することができる。
- (4) 次に適合する場合は、規則第 9 条第 4 号に規定する消火器の標識を設置しないことができる。

ア 消火器を直接視認することができる状態で設置すること

イ J I S Z 8 2 1 0 に定める消火器のピクトグラム（大きさは、一辺の長さがそれぞれ 9 センチメートル以上に限る）を設けること（図 1 0）

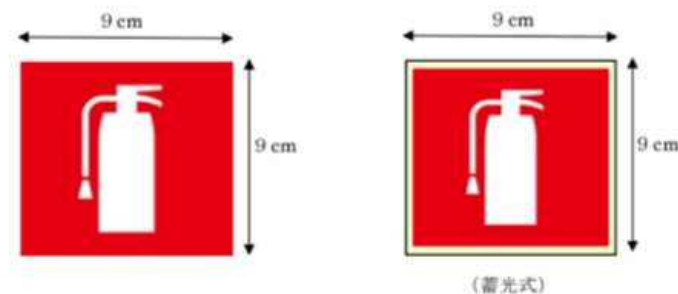


図 1 0

ウ 標識等の基準告示に定める消火器の使用方法を併記すること。